

福岡女学院中学校生徒の保護者の皆さまへ

ご入学（ご進級）おめでとうございます。

賠償責任補償
(示談交渉サービス付)

福岡県自転車条例にも対応しています!



Aプラン
ひと月 およそ
550円

※ Aプラン保険料19,790円をひと月あたりに換算。お申込み時に一括払(一時払)でのお振込みとなります。

学生のための 総合補償制度の (こども総合保険) ご案内

熱中症
に関する補償をセット!



申込締切日

2024年 3月22日(金)

※ 申込締切日までに保険料を払込みください。
● 締切日以降に払込みの場合は取扱代理店にお問合わせください。

保険期間(ご契約期間)

Aプラン・Bプラン・Cプラン
2024年 4月 1日 午後4時から
2027年 3月 31日 午後4時まで

Dプラン・Eプラン・Fプラン
2024年 4月 1日 午後4時から
2030年 3月 31日 午後4時まで

申込方法

払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、申込締切日までに保険料をお近くのゆうちょ銀行または郵便局で払込みください。

※新2・3年生で加入ご希望の方は、取扱代理店までご一報ください。

加入者証は、6月下旬～7月上旬ごろ、生徒さま経由でお渡しいたします。

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ! 一度の手続きで卒業まで安心いただけます。

- パンフレットより希望の補償内容を選ぶ
保険期間は選べません。卒業までの一括払(一時払)です。
- 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
記入例に従いなるべくはっきりとご記入ください(スキャナ読み込みの際、字がつぶれてしまい読めないことがあります)。「払込取扱票」は加入申込票を兼ねております。
- ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を払い込む。
払込手続きをもってお申込みは完了します。なお、払込手数料は払込人にてご負担願います。
- 6月下旬から7月上旬ごろ、生徒様経由で加入者証をお渡し。
加入者証がなくても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。お手元に届くまでは受領証を保管してください。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「こども総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- こども総合保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、「保険証券」は保険契約者(学校法人福岡女学院)に交付されます。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、年齢、職業・職務、他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職業・職務、年齢、他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

学生総合補償制度についてのお問合わせ窓口

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
福岡営業開発部 営業開発第二課
福岡県福岡市博多区住吉2-9-2
TEL:050-3461-8245 FAX:092-282-6657

取扱代理店

株式会社ミッションサポート
福岡県福岡市南区日佐3-42-1 福岡女学院内
TEL:092-575-2551 FAX:092-575-2580
平日9:00-12:00 13:00-17:00(夏期・冬期休業日除く)
<http://missionsupport.co.jp/>

4月1日午後4時から補償開始！さまざまな補償で学生生活を取り巻くリスクに備えられます。

※ 申込締切日までに保険料を払込みいただいた場合

学生総合補償制度のメリット

1.

Aプラン
ひと月 およそ
550円 ※

団体契約のため、
割安な保険料でご加入いただけます。

団体割引5%適用の保険料でご案内しています。

(注)被保険者数により変更となる場合があります。

※ Aプラン保険料19,790円をひと月あたりに換算。お申込み時に一括払(一時払)でのお振込みとなります。

2.

学生生活におけるケガ、熱中症、O-157などの食中毒、賠償事故の損害を補償します。

熱中症や食中毒は、ケガと同様に補償します。また、賠償責任補償には示談交渉サービスが付いていますので、日本国内で発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、示談交渉による負担が軽減されます。

3.

扶養者が万一のときは育英費用を補償します。

扶養者が不慮の事故で万一死亡したときまたは重度の後遺障害となったときは、日常生活・教育費のお手伝いとして育英費用をお支払いします。

4.

身の回り品(携行品)の補償をします
(B、C、E、Fプランのみ)。

生徒ご本人が外出中、携行している本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の被害を被った場合に補償します。

この保険は学校法人福岡女学院を保険契約者とし生徒を被保険者(補償の対象となる方)とする「子ども総合保険」の団体契約です。ご加入対象者は学校法人福岡女学院の生徒の保護者となります。

生徒ご本人の事故

海外での
事故も補償

傷害補償

学校内だけでなく、登下校中やスポーツ、レジャーなど日常生活でのケガを補償します。

交通事故

●下校中、車にはねられケガをした。 ●自転車で登校途中、転んでケガをした。



スポーツ中の事故

●スキー場で転んでケガをした。

日常生活での事故

●犬にかまれケガをした。 ●犬にかまれケガをした。生徒本人が日射または熱射により身体に障害を被った場合に補償します。



●クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。

熱中症に関する補償 (熱中症危険補償特約)

食中毒に関する補償 (細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約)

生徒ご本人がO-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒によって身体に障害を被った場合に補償します。



●課外活動中、仕出し弁当を食べO-157に感染した。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償★C・Fプランのみ

生徒ご本人が特定感染症によって身体に障害を被った場合に補償します。

●特定感染症に感染し、入院した。

24時間
補償します！

※1 補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれかの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※2 引受保険会社が、引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。次の場合は、引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合

・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合

・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が、引受保険会社への協力を拒んだ場合

・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

◆話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

※3 「扶養者」とは、生徒ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、生徒ご本人の生計を支えている方をいいます(扶養者はあらかじめ指定された1名となります)。

(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)・保険料表

保険期間(ご契約期間): Aプラン、Bプラン、Cプランは2024年4月1日午後4時~2027年3月31日午後4時 Dプラン、Eプラン、Fプランは2024年4月1日午後4時~2030年3月31日午後4時 払込方法: 一時払

補償内容		保険金額(ご契約金額)						
		中学校卒業まで			高等学校卒業まで			
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン	
生徒ご本人の事故	傷害	死亡・後遺障害保険金額	100万円	150万円	300万円	100万円	150万円	300万円
		入院保険金日額	1,500円	2,000円	3,000円	1,500円	2,000円	3,000円
		手術保険金	入院中に受けた手術: 入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術: 入院保険金日額の5倍					
		通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	1,000円	1,500円	2,000円
		賠償責任保険金額(免責金額0円・本人のみ)	1億円			1億円		
		携行品損害保険金額(免責金額3,000円)	—	10万円		—	10万円	
育英費用保険金額(扶養者の方の事故)		100万円			100万円			
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償		—	—	○	—	—	○	
一時払保険料		19,790円	27,970円	45,710円	38,100円 ※Aプラン×2より1,480円お得	53,830円 ※Bプラン×2より2,110円お得	87,990円 ※Cプラン×2より3,430円お得	

※保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(生徒)で計算しており、生徒(被保険者)が職種別B*の職業をお持ちのときは、上記保険料では加入いただけない場合があります。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

*職種別B... 農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造従事者、建設従事者 (注)告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※上記保険料は、団体割引5%(被保険者数(補償の対象となる方)の人数20名以上100名未満)を適用して算出しています。

※ご契約開始の際、被保険者数が20名に満たなかった場合または100名以上となった場合は、保険金額を調整させていただきます。

※すべてのプランに熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、本人のみ補償特約(賠償責任条項)、賠償責任条項の一部変更に関する特約をセットしています。

※携行品損害保険金は、1回の事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円<乗車券等または通貨・小切手は合計5万円>を限度として、損害の額から免責金額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、各保険年度ごとに、携行品損害保険金額が限度となります。

生徒ご本人の事故

海外での
事故も補償

生徒ご本人が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスをご利用いただけます。

賠償責任補償※1

示談交渉サービス付※2

生徒ご本人が日常生活での偶然な事故等により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、日本国内での電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスが利用いただけます。

●自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。

(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)本人のみ補償特約(賠償責任条項用)がセットされているため、被保険者(補償の対象となる方)は生徒ご本人のみとなりますが、ご本人が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注)賠償責任条項の一部変更に関する特約がセットされます。

身の回り品の事故

海外での
事故も補償

生徒ご本人が外出中、携行している本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の被害を被った場合に補償します。

携行品損害補償※1(免責金額3,000円)

●外出先でカメラを落として壊してしまいました。

(注)自転車、眼鏡、コンタクトレンズ、携帯電話、スマートフォン、電子マネーなど保険の対象に含まれないものがあります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

扶養者※3の事故

(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償セット)

事故により扶養者の方が万一死亡したときまたは重度の後遺障害が発生したとき、日常生活・教育費を補償します。

育英費用補償※1

●父親(扶養者)が、交通事故で死亡した。

海外での
事故も補償

重要事項のご説明

契約概要のご説明 [学生・子ども総合保険(子ども総合保険)]

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

学生・子ども総合保険は、次の基本となる補償により構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
普通保険約款	補償の種類	補償の概要
傷害条項	ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
育英費用条項	育英費用の補償	扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡した場合等に保険金をお支払いします。
賠償責任条項	賠償責任の補償	被保険者が日常生活上の偶然な事故等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。（注）

(注)「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。

(2) 被保険者の範囲

- ①基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。なお、「本人」と「本人以外の被保険者」との関係は保険金支払事由発生時のものをいいます。

条項	被保険者の範囲
傷害条項 育英費用条項	本人
賠償責任条項	本人 ※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注）を被保険者とします。

(注)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

- ②上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

条項	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等（注1）の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ●乗用器具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
育英費用条項	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失による扶養者のケガ ●妊娠、出産、早産または流産による扶養者のケガ ●地震、噴火またはこれらによる津波による扶養者のケガ ●育英費用保険金支払事由発生時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任条項 ※「賠償責任条項の一部変更に関する特約」セット	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者の職務（注3）遂行に直接起因する損害賠償責任によって被った損害 ●被保険者と同居する親族（注4）に対する損害賠償責任によって被った損害 ●ゴルフカート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって被った損害 ●補償対象受託物の自然の消耗、劣化、性質による変色、かび、さび、腐食、発酵、自然発熱等またはねずみ食い、虫食い等による損害 ●補償対象受託物が委託者に引き渡された後に発見された補償対象受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ●補償対象受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任 ●補償対象受託物について、取扱い上の注意に著しく反したこと、本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

(注1) 自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注3) 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。

(注4) 親族とは、配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額医療費制度等の公的保険制度などを踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「★」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
（注）次において、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

① 職業・職務（注1）

② 同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注2）の有無

（注1）職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

級別	職業例
A	●学生・無職者 ●下記B以外の職業従事者 など
B	●農林業作業員 ●採鉱・採石作業員 ●木・竹・草・つる製品製造作業員 ●漁業作業員 ●自動車運転者（助手を含む） ●建設作業員

（注2）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 死亡保険金受取人

- (1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

被保険者が職業・職務を変更した場合

- (2) 被保険者が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- (3) 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ② 扶養者の変更が発生した場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

傷害条項、育英費用条項、賠償責任条項

「契約概要のご説明」[2](#)基本となる補償等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約（傷害条項）

傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合の保険金、解約返れい金等は次のとおりとなります。

補償内容	保険期間が1年を超える場合	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	90%（注）	90%（注）

（注）保険期間が5年を超える場合等で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については90%を下回る場合があります。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効、取消し、失効について

（1）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
- ②被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

（2）保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（3）被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

（4）次のいずれかの場合は、育英費用条項が失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください

- ①育英費用保険金を支払った場合
- ②被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した賠償責任条項の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した賠償責任条項の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 携行品、受託物賠償責任を補償するご契約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1） お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2） 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注） 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類	
	書類の例	・各種名簿 など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類	
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
	③ その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料

		・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②	保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など	
③	その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など	
(7)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
①	保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 など	
②	保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など	
③	その他の書類	
書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など	

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
- ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めたの補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	株式会社ミッションサポート	
【電話番号】	092-575-2551	※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(学校法人 福岡女学院)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【学生・子ども総合保険（子ども総合保険）】

学生・子ども総合保険（子ども総合保険）の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

■基本構成（普通保険約款）の補償内容

補償重複マークがある条項をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある条項をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 基本構成（普通保険約款）は次のとおり、条項により補償範囲を定めています。

（1）傷害条項

①被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

②被保険者は保険証券の被保険者欄に記載された方となります（2）育英費用条項についても同じになります。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（2）育英費用条項

扶養者（被保険者を扶養する保険証券の扶養者欄に記載された方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによる死亡などで、被保険者が扶養されなくなることによる損失に対して保険金をお支払いします。

（3）賠償責任条項

①被保険者が偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

②被保険者は次の方となります。なお、ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。

a. ご本人（保険証券の被保険者欄に記載された方）

b. ご本人の親権者およびその他の法定監督義務者

c. ご本人の配偶者※1

d. ご本人、ご本人の親権者またはご本人の配偶者※1と同居の「ご本人またはその配偶者※1の親族※2」

e. ご本人、ご本人の親権者またはご本人の配偶者※1と別居の「ご本人またはその配偶者※1の未婚※3の子」

f. 上記 a. から e. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族

※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。

（注）「本人のみ補償特約（賠償責任条項用）」がセットされた場合、被保険者はご本人のみとなります。ただし、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

2. 基本構成（普通保険約款）の補償内容は次のとおりです。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは自動車または原動機付自転車をいいます。

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に（長期契約の場合は各契約年度ごとに）、既にお支払いした後遺障害保険金額がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が</p>
	後遺障害保険金	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は各契約年度ごとに）、合算して死亡・後遺障害保</p>	

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p>	<p>保険金額が限度となります。</p> <p>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。</p>	<p>できないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>※テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>
	入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合</p>	<p>入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p>	<p>⑦被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>※テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>
	手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術 歯科診療固有の診療行為 <p>②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>①入院中に受けた手術</p> <p>入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術</p> <p>入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、1回の手術に限り、なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p>	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※1</p> <p>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※2</p> <p>※1 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※2 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用</p>
	通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	<p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>している間</p> <p>(※1) 乗用具とは、自動車等、モーターボート等をいいます。</p> <p>(※2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p> <p>など</p>
育英費用条項 補償重複	育英費用保険金	<p>扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損失を被った場合</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合</p> <p>③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合</p> <p>ア. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>イ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p>	<p>育英費用保険金額の全額</p> <p>※ 育英費用保険金をお支払いした場合、育英費用条項は失効します。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、支払限度額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦扶養者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※2</p> <p>(2) 保険金をお支払いする場合に該当した時に扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損失に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
賠償責任条項 補償重複	賠償責任保険金 (賠償責任条項の一部変更に関する特約セット)	<p>被保険者が、次の①または②のいずれかの事由によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①「日本国内外において発生した次のア. またはイ. の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊」、または「日本国内において発生した次のア. またはイ. の事故による電車等(※1)の運行不能」</p> <p>ア. 被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)(※2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 日常生活に起因する偶然な事</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(※)(0円)</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の職務※2遂行に直接起因す</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>故</p> <p>(※1) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>(※2) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p> <p>②補償対象受託物の損壊、紛失または盗難。ただし、その補償対象受託物が次のア. またはイ. に掲げる間に損壊もしくは紛失した場合、または盗難にあった場合に限ります。</p> <p>ア. 補償対象受託物が、被保険者の居住する住宅(※)内に保管されている間</p> <p>イ. 補償対象受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅(※)外で管理されている間</p> <p>(※) 住宅とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みません。</p> <p><補償対象受託物に該当しない主なもの></p> <p>①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>②貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④銃砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑥動物、植物等の生物</p> <p>⑦建物(付属設備を含みます)</p> <p>⑧門、塀または物置等の付属建物など</p>	<p>された情報のみの滅失または破損については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>※ 被保険者が被害にあった補償対象受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、その受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 <p>(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>る損害賠償責任</p> <p>②被保険者の職務※2の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※3に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」②に該当する場合を除きます)</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生した補償対象受託物の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>③被保険者に引き渡される以前から補償対象受託物に存在した欠陥</p> <p>④差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑤補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発</p> <p>⑥偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故</p> <p>⑦自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によって発生した補償対象受託物の損壊</p> <p>(4) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①補償対象受託物が、その補償対象受託物を被保険者に委託した方に引き渡された後に発見された補償対象受託物の</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				損壊に起因する損害賠償責任 ②直接であると間接であることを問わず、被保険者がその補償対象受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） ③補償対象受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。 ※3 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

■補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害条項の保険金をお支払いする特約です。

■特定感染症に関する特約の補償内容

被保険者は保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ※ 特定感染症は欄外をご参照ください。	後遺障害保険金	特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 発病の日から180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	$\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※ 傷害条項またはこの特約の後遺障害保険金をお支払いしている場合、死亡・後遺障害保険金額からその額(*)を差し引いた額が限度となります。 (*) 長期契約の場合は、その契約年度にお支払いした額となります。	(1) 次のいずれかにより発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者に対する刑の執行 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 傷害条項により保険金をお支払いするケガ (2) 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。 など ※ テロ行為によって発生したものに 대해서는自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
	入院保険金	特定感染症の発病により、入院した場合	$\text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。	
	通院保険金	特定感染症の発病により、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのもの	$\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		のは、通院に含みません。		

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（注）

（注）指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

2023年3月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフスです。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

（注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 損害の額(*1) - 免責金額(*2) (3,000円) </div>	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
補償重複		<p><補償対象外となる主な携行品></p> <p>①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。</p> <p>②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物</p> <p>③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。</p> <p>④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品</p> <p>⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品</p> <p>⑥義歯、義肢その他これらに類する物</p> <p>⑦動物および植物</p> <p>⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物</p>	<p>(*1) 損害の額とは、次の額をいいます。</p> <p>① 下記②、③以外の携行品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額(*3)をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(*4)とし、再調達価額(*3)を限度とします。</p> <p>② 貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他美術品</p> <p>ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。</p> <p>イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額(*4)とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 修理費 - 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 </div> <p>③ 乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用(*4)</p> <p>(*2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(*3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。</p> <p>(*4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。</p> <p>※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は各契約年度ごとに）、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金をお支払いする損害の額は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 </div>	<p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者と同居する親族※1の故意</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2</p> <p>⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑧ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑨ 携行品の欠陥</p> <p>⑩ 携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑪ 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しな</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	1 事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 （*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （*2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	い携行品の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑩携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑪携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。